

令和元年8月15日

各位

健康サポート薬局に係る研修  
研修修了証未発行に係る注意喚起について

(一社)宮城県薬剤師会  
会長 山田 卓郎

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙写しのとおり日本薬剤師会から通知がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

## 日本薬剤師会の「健康サポート薬局研修」受講者の皆様へ

### ～研修修了証の発行申請はお済みですか？～

#### 制度開始時に研修を受けた方は、まもなく申請期限を迎えます

本会は2016年9月より、(公財)日本薬剤師研修センターと合同で健康サポート薬局研修を行っております。研修開始時期の2016年9月に研修を受けた方は、まもなく受講証明書の有効期限(発行日より3年間)を迎え、修了証の発行申請ができなくなります。

研修修了証の発行申請がまだお済みでない方は、お早めに申請手続きを行ってください。

研修修了証の申請には、

- ・研修会 A (都道府県薬剤師会) の受講証明書 ※薬局所在地の都道府県
- ・研修会 B (都道府県薬剤師会) の受講証明書
- ・e-ラーニング研修 (日本薬剤師会) の受講証明書

上記3種の受講証明書と、所定の申請書・発行費用等が必要です。

受講証明書の有効期限(研修修了証の申請が可能な期間)は、発行日から3年間です。

上記3種の受講証明書のうち、最も早く取得された受講証明書の発行日を確認し、有効期限が切れる前に、研修修了証の発行申請手続きを行ってください(各研修の受講証明書のみでは、研修修了の証となりませんのでご注意ください)。

また、郵送による申請となりますので、期限にゆとりを持って手続きを行ってください。

#### ◆実務経験について

修了証の発行申請には、薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験(注)があることが必要です。修了証発行の際、実務経験を記載した履歴書(所定様式あり)を確認した上で修了証を発行します。

(注)実務経験は、週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間を通算するものとします。修了証の発行申請は5年以上の実務経験がないと行えません。

### ◆◆研修修了証発行申請先◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」をご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp>

お問い合わせについても、同センターへお願いいたします。

(メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり)

○ 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME>日本薬剤師会の活動>健康サポート薬局>健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

○ 受講証明書を紛失された方は、発行元(研修会の場合は都道府県薬剤師会、e-ラーニングの場合は日本薬剤師会)へご照会ください。

(注) e-ラーニングの場合、受講証明書をダウンロードせずに利用期限(登録より2年間)を経過した方には、受講証明書の発行はできません。